

市長部局への職務権限移譲に係る報告

1 報告事項

- (1) 観光交流文化局及び環境局への職務権限移譲について
- (1)-2 南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の権限移譲について
- (2) 令和7年度以降の社会教育委員会議の職務範囲について

2 各報告内容

- (1) 観光交流文化局及び環境局への職務権限移譲について

① 概要

教育委員会が所管または市長部局へ補助執行している以下の事務について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(参照:3 ページ資料)第23条に基づき、特例条例を制定し、令和7年度からその職務権限を市長(市長部局)に移行する。特例条例は、令和7年2月市議会にて議決された。

対象事務	R6 所管	R7 所管
登呂博物館	文化財課	文化財課
芹沢銈介美術館	文化振興課	文化振興課
南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	教育総務課	環境共生課
スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く)	スポーツ振興課	スポーツ振興課
文化に関すること	文化振興課	文化振興課
文化財の保護に関すること	文化財課	文化財課

② 目的

移行する事務について、市長が管理及び執行することで、教育的な枠を超えて他部署や民間企業等とも連携し、市長部局の広い視野の下で、幅広く多面的な施設の活用や経済政策、観光政策等を含めたまちづくり施策と一体的に事業を推進することを可能とするため。

③ その他

上記の事務以外は、引き続き補助執行事務とする。

※家庭教育学級・高齢者学級・女性学級(生涯学習推進課)、青少年研修センター・教育支援センター(青少年育成課)

【参考】

① 職務権限移譲の根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(参照:3 ページ資料)第21条には、教育委員会の職務権限が定められており、また、同法第22条には市長の職務権限が定められている。

しかしながら、同法第23条「(要約)条例の定めるところにより、教育に関する事務である図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関すること、スポーツに関すること並びに文化に関すること(文化財の保護に関することを含む。)」について、同法第21条及び第22条の規定にかかわらず、特例として、市長が管理し、及び執行することが可能となっている。

② 補助執行(地方自治法第 180 条の7)と職務権限の特例の違い

- ・「補助執行」…本来、責任(権限)を持つ事務を他のものが補助的に実施すること。これまで文化やスポーツに関することは、教育委員会の権限のもと市長部局が補助執行をしていた。
- ・「職務権限の特例」…特定の法律や条例に基づいて、通常の権限者ではないものが権限を行使できること。今回の特例条例の制定により、特例条例に規定した事務は市長が権限を行使できるようになる。

(1)-2 南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の権限移譲について

① 井川自然の家について

井川自然の家は、コロナ禍以降、利用者が回復せず、毎年1億円近くの経費負担となっている。そのため、令和8年度以降の施設運営について、宿泊施設としての新たな利用方法も含めた民間活用について検討する。

② 権限移譲に伴う令和7年度の対応について

- ・施設の所管を教育委員会から市長部局へ移し、環境共生課が維持管理及び運営を担当する。
- ・職員8名を4名に減員するとともに、一部業務を縮小(主催事業の削減など)する。民間事業者へのヒアリングを実施し、井川地区の他の施設等と一体的な活用方法について検討する。
- ・静岡市自然の家運営協議会は、環境共生課が引継ぐ。

(2) 令和7年度以降の社会教育委員会議の職務範囲について(別紙1 参照)

市長部局に移管した事務は職務範囲の対象外とし、議題や報告事項としない。
補助金交付に係る意見聴取は、引き続き当会議で行う。

【理由】

- ・社会教育法第 17 条(社会教育委員の職務)において「社会教育委員は社会教育に関し教育委員会に助言する」と規定されている。「社会教育」の範囲として、教育委員会が所管する社会教育に関する事業を対象とし、市長部局所管事務については審議対象外とするため。
- ・補助金交付については、社会教育法第 13 条(審議会等への諮問)において「教育委員会が社会教育委員会議へ意見聴取をする」と規定されており、引き続き社会教育委員会議の職務とする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
 - 二 スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
 - 三 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)
 - 四 文化財の保護に関する事。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

「社会教育法」

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。